

持続可能な地方行財政（総論）

【第44回 国と地方のシステムWG 御説明資料】

令和7年11月18日(火)
総務省自治行政局行政課

持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書(ポイント)

1. 人材不足等の課題

- 生産年齢人口はピーク時から約1,100万人減少し、既に自治体では専門人材(技術職員、デジタル人材等)等の不足が喫緊の課題
- 団塊ジュニア世代(毎年約200万人出生)の退職によって、今後は一般行政職員を含め人材不足が深刻化

○ 市町村が本来注力すべき事務に注力し、各地域が個性豊かで活力に満ちた分権型社会を実現するため、これまでとは異なる新たな視点で、個別の事務の課題を踏まえた対応や制度の見直しの議論を進めることが必要

2. 事務処理に関する課題と対応

- 対応方策は、事務を減らす、まとめる(水平連携・垂直補完)、担い手を広げる(民間活用・住民参加)、生産性を高めること
- 各行政分野(10分野)の個別の事務まで踏み込んで課題を分析し、分野横断的な検討の視点を抽出
- 今後、この検討の視点を参考に、その他の行政分野も含め、事務処理上の課題分析を行い、対応方策を検討することが必要

<検討の視点>

- ①事務量
- ②事務内容
 - 事務の性質(企画立案～定型業務)
 - 国・都道府県・市町村間の事務内容の共通性
- ③事務処理に必要なリソース
 - 事務処理に求められる人材の専門性
 - 事務処理の難しさ、経験・知見の必要性
- ④その他事務処理のあり方
 - 対面や実地での事務実施の必要性
 - 事務処理に当たり踏まえるべき地域の事情・特性
 - 行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携の必要性

※デジタル技術の活用は、事務のあり方の前提を変え得る。



<研究会で課題分析のために取り上げた行政分野(10分野)>

- (福祉) 介護保険、国民健康保険、老人福祉施設、保育
- (教育) 小中学校教育 (インフラ) 道路、上下水道 (農業) 鳥獣被害対策
- (環境) 地球温暖化対策 (消費者) 消費生活相談

(分析例) 介護サービス事業者の運営指導

- 中小規模の市町村では事務量が小さくノウハウの蓄積が困難。
 - 事業者との連絡調整はデジタル化による負担軽減が可能。
 - 実地検査は数年に一回であり、日常的な実地性は高くない。
 - 事務処理に当たり広域的な視点が求められるものではない。
 - 事業者指導については、市町村のほか都道府県も同種の事務を行っている。民間にも事務受託法人が存在する。
- ⇒ 地域事情に応じ、大都市や都道府県が代わりに行うことや、民間法人に委託することが効果的だと考えられる。

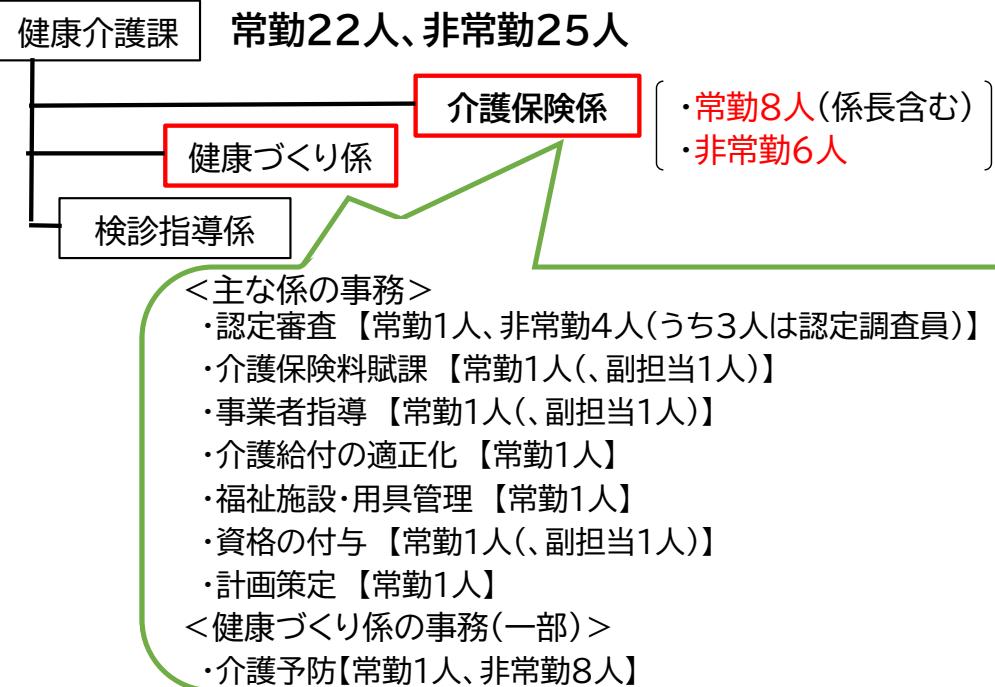
3. 今後の進め方

- 各都道府県が、地域の状況を踏まえ、市町村の検討を支援(国としても具体的な対応方策について一定の選択肢を提示)
⇒ 地方の検討状況を踏まえ、制度上対応すべきものについては、国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直し

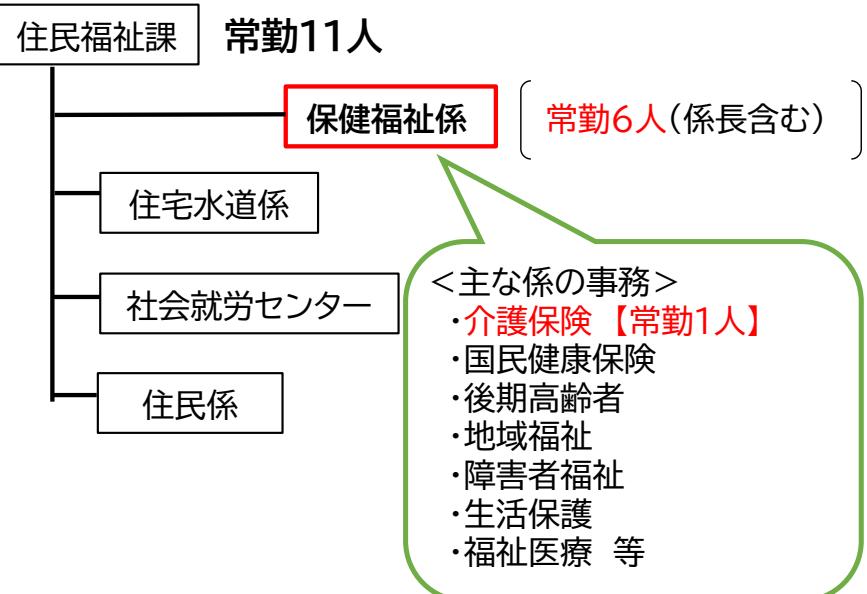
市町村の事務処理体制(介護保険)

- 人口5万人規模の市では、認定審査、保険料賦課、事業者指導など各業務をそれぞれ常勤職員1人で対応している状況が見られる(認定調査については、**認定調査員(非常勤)**を確保し実施)。
- 人口1,500人規模の小規模町村では、**介護保険関連業務の全て**を常勤職員1人のみで担当している。認定調査を外部委託しているほか、**介護認定審査会の設置・運営**を広域連合により共同処理している状況が見られる。

<A市(人口約5万人)>



<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 要介護者数:1,906人、要支援者数:535人、事業所数:78か所
- ケアマネジャー資格保有者を認定調査員として任用。年間調査数は1,200~1,300人、1人当たり所要時間は約1時間
- **介護認定審査会**は4合議体(委員各5人)を設置しA市として週2回開催
- ケアプラン点検は専門知識を有する者のいる**市外事業者へ委託**(市内に委託先がない)
- 介護予防は地域が主体で実施し、そのサポートを行う。一部委託により対応
- ※ 担当者の所感としては、単純に**業務量が多く(電話・窓口対応**は一人当たり毎日2時間)、**目の前の事務の処理に追われている**状況。

<業務の詳細>

- 要介護者:82人、要支援者:16人、事業所数:3か所
- 認定調査は社会福祉協議会に委託。年間調査数は20人程度、1人当たり所要時間は約1時間
- **介護認定審査会の設置・運営**は、**広域連合**(15市町村で構成)において実施(週2回、10人程度の委員で審査会を開催)
- ケアプラン点検は著しい誤りがないか目を通す程度で実施
- 介護予防は地域が主体的に実施、必要に応じて事業者に委託

業務の概況と課題(介護保険)

①要介護認定(認定調査等)

- 高齢化の進行により、認定申請数が増加。調査票の作成、事業者・住民からの電話対応のほか、医師や事業者とのやり取りなど各業務の量が多く負担となっており、デジタル技術を活用している例もある。一方、**身体機能・認知機能等の調査**については、**居宅訪問**により対面で確認する必要がある。
- 専門知識を有する**認定調査員の応募が少なく、確保が困難**となっている。

【業務の概況等】

- 調査員が**居宅訪問**の上、**本人・家族からの聞き取り等**を実施し、**身体機能・起居動作、生活機能、認知機能等について調査**。調査票を作成した上で、**主治医に意見書提出を依頼**。また、サービス利用者の認定情報を必要とする**事業者からの開示請求**にも対応。
- 調査には専門知識が必要なため、一般的に**ケアマネジャーの資格**を有する者が実施。また、**事業者への委託**を行っている市町村も見られる。
- 要介護(支援)認定者数は全国的に増加しており、制度開始時(平成12年)と比較して**2.7倍**となっている。
- 申請から決定までは30日以内と法定されているが、**全国的に超過**が見られる。(全国平均40.2日、超過団体数1,638団体)
- 調査員を**募集し続けているが、なかなか集まらない**状況。[一般市:約10万人]

【課題解決に向けた取組事例】

<共同処理>

- 広域化することでスケールメリットが生じており、調査員35人の**確保に支障は生じていない**。[広域連合(人口計35万人)]

<デジタルの活用> ※厚労省において、全国共通システム(介護情報基盤)の整備を予定している(次ページ参照)。

- タブレットとクラウドシステムを導入し、**現場での調査票作成が可能**に。[前橋市]
- **認定審査の進捗状況をWEB上で閲覧できる仕組みの構築**、事業者からの認定情報開示請求のオンライン化 [鶴ヶ島市、東大和市]

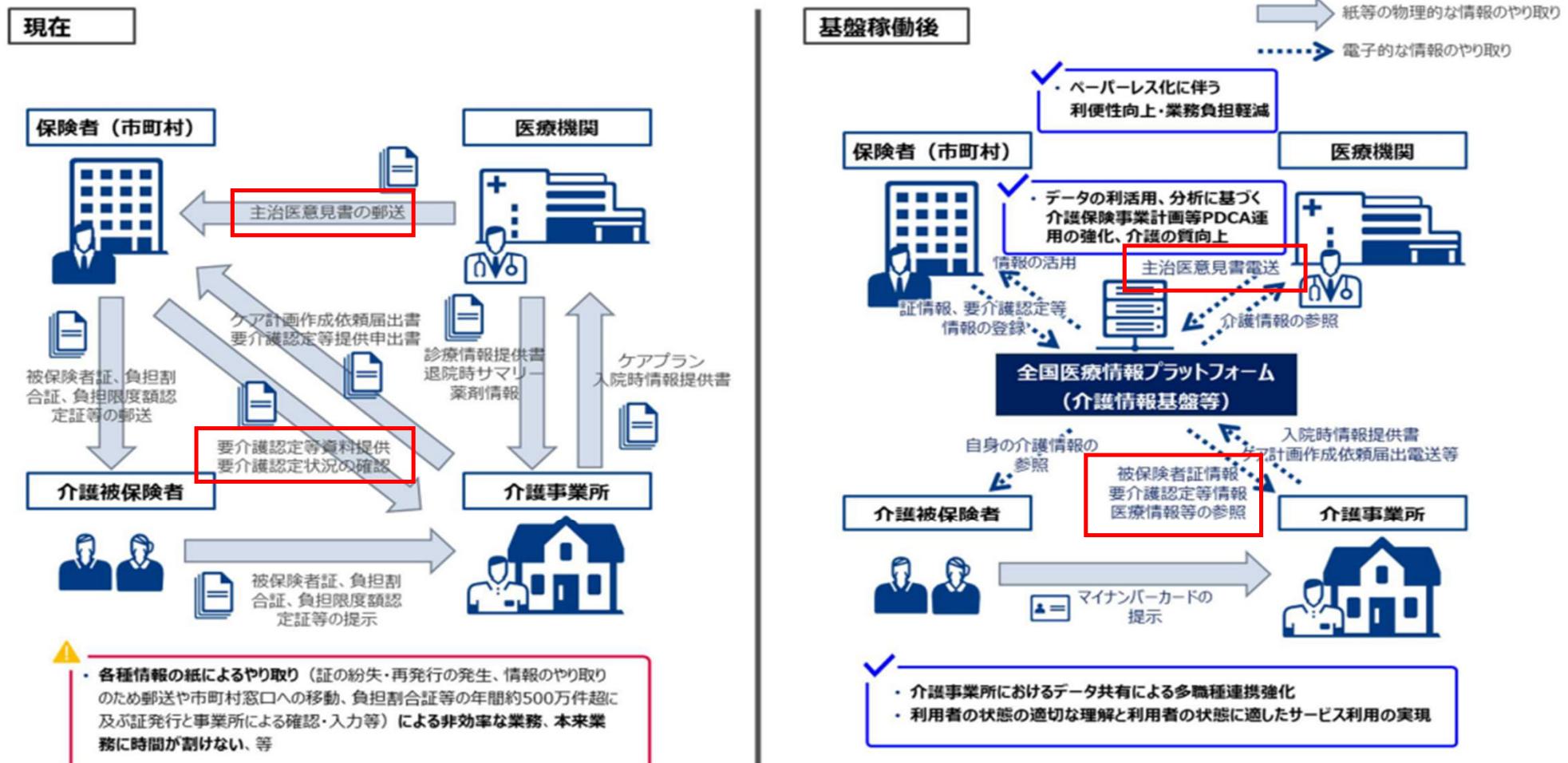
【課題解決が進まない理由・現状】

- 認定調査事務を**共同処理**しているのは全国で36件、171団体にとどまる。
- 人手が足りず、**共同処理**について他団体と検討する余裕や、**デジタルツールの導入を検討する余裕がない**。[町村:1万人未満]
- **デジタルツールは認定業務の一部分への導入に限られ**、認定業務全体としては効率化されたとは言い難い。[中核市:約30万人]
- 受託事業者も複数の地方公共団体から受託を受けており、**受けられる業務量に限界**がある状況。[一般市:約10万人]

介護情報を集約するシステムの整備

介護情報基盤の整備(厚生労働省において実施)

- 情報を集約し、介護サービス利用者、地方公共団体、事業者、医療機関による閲覧を可能とするもので、全国医療情報プラットフォームを構成するもの。令和8年4月の運用開始を目指して調整が行われている。



(備考)社会保障審議会介護保険部会(第113回)令和6年7月8日「資料1介護情報基盤について」から抜粋・加工

介護情報基盤上で主治医意見書を確認できるとともに、事業者からの認定の進捗状況の問合せ電話や認定情報の開示請求といった対応が不要となるなど、業務の効率化が図られる。

業務の概況と課題(介護保険)

②要介護認定(介護認定審査会)

- 医師、看護師、保健師、介護福祉士などの委員の確保が困難となっている。
- 一定規模以上の市町村では審査件数が多く、高頻度で開催しているため、資料の準備等が負担となっている。
- 半数以上の市町村(1,063団体)で介護認定審査会事務の共同処理が行われている。

【業務の概況等】

- 法律に基づき、委員は保健・医療・福祉の学識経験者から市町村長が任命。
- 調査票、主治医意見書を踏まえ、コンピュータによる一次判定、認定審査会による二次判定を実施して認定、通知。
- 地域の医師会などの職能団体や個人に直接依頼し、委員を確保。[一般市:約5万人]
- 10合議体(委員各4名)により月10回程度開催。夜間の開催が多い。[一般市:約10万人] ※委員数は5人を標準として条例で定める数との旨が政令に規定されている。
- 会計年度任用職員5名(週3勤務)が資料作成の準備等に専任。[一般市:約10万人]

【課題解決に向けた取組事例】

<共同処理>

- 介護認定審査会事務を共同処理しているのは全国で297件、1,063団体で他の介護保険業務より多い。
- 広域で委員の依頼を打診することができ、19合議体の計95名の委員の確保に支障は生じていない。[広域連合(人口計40万人)]

<デジタルの活用>

- タブレット・オンライン会議システムの活用により、ペーパーレス・リモートで開催が可能に。[常総市]

<事務の簡素化>

- 委員に対して事前に資料を共有して意見提出を依頼し、意見が割れた案件のみを集中的に審議する形式とすることで、介護認定審査会の開催時間を短縮(1回当たり1時間から15分程度に)。[鶴ヶ島市]
- 一次判定結果が前回の認定結果と同一である等の要件を満たす更新申請者については、介護認定審査会で一括審査することとし、審査を簡素化。[大川市]

【課題解決が進まない理由】

- 業務が忙しく、共同処理について他団体と検討する余裕や、デジタルツールの導入を検討する余裕がない。[一般市:約10万人]

業務の概況と課題(介護保険)

③介護サービス等の提供事業者関係(運営指導等)

- 中規模市町村では、事業者の運営指導にかけられる時間が限られるとともに、指導の機会が少ないとから、ノウハウが蓄積されにくい状況。小規模市町村では運営指導自体が実施できていない状況が見られる。
- 指定市町村事務受託法人※に運営指導を委託している市町村もあるが、当該法人が近隣に存在しないことが多い。

※ 都道府県が指定する法人(事業者に対する文書提出の求めや質問、照会等の業務(=運営指導)を受託できる法人で、9都府県にのみ存在((独法)福祉医療機構のホームページより)

【業務の概況等】

- 地域密着型サービス事業者等については、指定権者である市町村が、厚労省が示すマニュアルに基づき、事業所に対して毎年度計画的に運営指導を実施。また、不正が疑われる場合は監査を実施。
- 地域密着型サービス事業者等以外の事業者については、指定権者である都道府県が運営指導等を実施。
- 域内の事業所数は20~30か所であり、指定の有効期間(6年)の間に一度は運営指導を行うことができるよう年間3,4か所程度の事業所を訪問して運営指導。[一般市:約5万人]
- 域内の事業所数は6か所、人手が足りず、事業所を訪問しての運営指導はできていない。[町村:1万人未満]
- 事業者から請求される介護報酬に関する事務は、各都道府県の国保連に委託。

【課題解決に向けた取組事例】

<共同処理>

- 広域で運営指導を実施することにより、一定の指導機会を確保でき、ノウハウが蓄積できている。[一部事務組合(人口計10万人)]

<都道府県による支援>

- 都道府県が事業者に対して運営指導を実施する際に、同行して運営指導の方法を共有してもらっている。[裾野市]

<事業者への委託>

- 指定市町村事務受託法人に運営指導を委託することにより、職員の事務負担を軽減。[伊勢原市]

【課題解決が進まない理由・現状】

- 地域密着型サービス事業者の指定・運営指導等を共同処理しているのは全国で34件、199団体にとどまる。
- 業務が忙しく、共同処理について他団体と検討する余裕がない。[一般市:約10万人]
- 先行する委託事例や委託先となる指定市町村事務受託法人が近隣にない。[一般市:約5万人]

業務の概況と課題（介護保険）

④介護予防等

④-1 地域支援事業のうち一般住民向けの予防の取組

- 介護予防の実施に必要な専門知識を有する職員が十分に確保できない状況もあるが、現時点では委託先となる事業者が比較的多く、委託を行う市町村が多い。
- 地域の実情に応じた取組であるため、市町村が実施すべきとの認識により共同処理を行う市町村が少ない。

【業務の概況等】

- 運動機能向上の体操教室、認知症予防のサロンなどを実施。介護事業者等への委託による実施が多く見られる。小規模市町村では、人手に余裕がなく地域の主体的な取組に委ねている場合も見られる。
- 一定の専門知識やノウハウを有する職員の確保が困難な市町村も見られるが、特定の有資格者が必須ではないため、現時点では委託先は比較的多い。ただし、将来的に介護事業者の余裕がなくなる中で委託先を十分確保できるか不安。[一般市:約10万人]

【課題解決に向けた取組事例】

<共同処理>

- 専門知識を有する人材の確保が容易に。[一部事務組合(人口計15万人)]

<事業者への委託>

- 取組の大枠については、市で企画しているが、事業の実施・頻度など詳細の決定は委託事業者で対応している。[裾野市]

【課題解決が進まない理由・現状】

- 介護予防を共同処理しているのは全国で2件、8団体にとどまる。
- 介護予防教室等の実施頻度や内容は、地区単位で住民とやり取りして柔軟に決定しており、市町村の責務という感覚が強く、取組内容に共通性が乏しいので広域化によって効率化が図られない。[一般市:約5万人]

④-2 地域支援事業のうちケアプラン点検

- ケアプランの点検を行うことができる専門知識を有する人材の確保が困難。
- 委託先できる事業者が限定的であり、また、受託した事業者も人手不足の状況が見られる。

【業務の概況等】

- ケアマネジャーの資格を有する職員等が要介護者等のケアプランを点検し、事業者が適切なサービスを提供しているかについての確認を実施。
- 事業者へ委託する市町村もあるが、委託先にケアマネジャー等の資格を有する者が必要で委託先は限られる。

【課題解決に向けた取組事例】

<共同処理>

- ケアプランの点検を行うことのできるケアマネジャーの確保が容易に。[一部事務組合(人口計35万人)]

<事業者への委託>

- ケアプランの点検を行うケアマネジャーを十分に確保できないため、直営で実施することができない分は事業者へ委託している。[裾野市]

【課題解決が進まない理由・現状】

- ケアプラン点検を共同処理しているのは全国で32件、184団体にとどまる。
- 業務が忙しく、共同処理について他団体と検討する余裕がない。[一般市:約10万人]
- 受託事業者も人手不足であり、現時点以上の業務量を実施することができないと言われている。[一般市:約5万人]

介護保険事務全般に係る共同処理の例

福岡県介護保険広域連合

33市町村(圏域人口計約70万人)で構成

- 介護保険制度開始に当たり平成11年に設立。

【組織体制】

- ・本部と生活圏域ごとに設置した8つの支部で介護保険事務のほぼ全て※を共同処理。ごく一部の業務のみ構成市町村が担う。※ 計画策定、認定調査、審査会運営、事業者の指定・指導、介護報酬の支払、保険料の賦課・徴収、地域支援事業(一部)など
- ・本部:3課33名。介護保険料の決定、介護給付費の支払い等、介護保険事業全般の管理業務を実施。
- ・支部:8支部164名(認定調査員89名を含む)。認定・調査、給付限度額の管理等、主に介護保険の認定と給付に関する業務を実施。

【各事務の概況】

- ・調査・審査会:審査会は88合議体(委員:5名)で年間で合計1,500回ほど開催。認定調査員、審査会委員の確保に概ね課題は無く、業務が回らない状況にはない。
- ・事業者指導:専門の係を設置し、517事業所のうち年間100件程度の運営指導を実施するためノウハウが蓄積され、必要に応じて監査も実施。
- ・介護予防:要支援者等を対象とした取組は広域連合が実施しているが、一般住民向けの体操教室や認知症カフェなど地区単位で住民とやり取りして柔軟に決定する必要があつて共通的な部分が少ないものは構成市町村が実施。

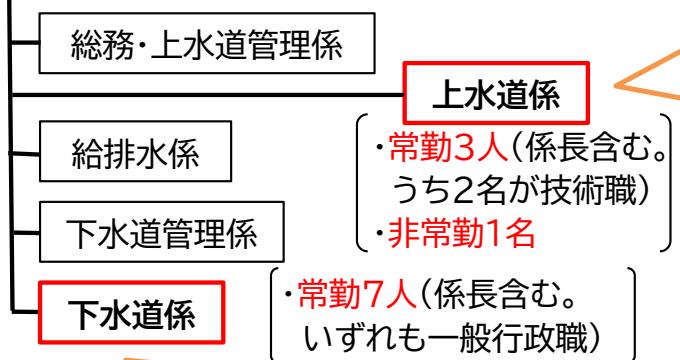
多くの介護保険業務を共同処理することで、調査員や審査会委員等の人材の安定的な確保が可能となるとともに、処理件数の増加によるノウハウの蓄積が可能となるなどスケールメリットが発揮されている。

市町村の事務処理体制(上下水道)

- 人口5万人規模の市では、管路の新設、管路の維持管理、施設の維持管理など各業務を分担して行っているほか、特に専門的知見が必要な上水道の業務に技術職複数名を充てている状況が見られる。
- 人口1500人規模の小規模町村では、水道含め係業務全てを一般行政職1名のみで担当している状況が見られる。

<A市(人口約5万人)>

上下水道課 常勤21人、非常勤8人



<業務の詳細>

【水道】現在給水人口(戸数):46,073人(21,127戸)、水道施設数:8か所

- 水道事業(配水管・水道施設の維持管理・更新)を実施。配水管等が法定耐用年数を迎える中、更新工事を平準化して計画的に実施。
- 水道用水供給事業は福岡地区水道企業団(15団体で構成される一部事務組合)が実施。
- 定年退職により技術職員は徐々に減少し(7名→2名)、専門性を要する水道施設の運転管理は直営から切り替え、現在は民間に委託。

【下水道】汚水処理人口普及率:99.2%、下水道処理人口普及率:86.3%

- 常勤7人に技術職員がいないが、公共下水道事業区域内の管渠の新規敷設・維持管理・更新や下水道施設の維持管理等の技術的業務も含めて全て実施。
- 下水道施設の運転管理など専門性を要する事務については民間委託。

<B村(人口約1,500人)>

住民福祉課 常勤11人



<業務の詳細>

【水道】現在給水人口(戸数):1,375人(718戸)、水道施設数:12か所

- 常勤2人中、技術職員はおらず、簡易水道業務(配水管・水道施設の維持管理・更新)を1人で担当。
- 法定耐用年数を迎える水道管について、更新工事を実施できておらず、わずかな補修工事を実施するにとどまっている。

【下水道】汚水処理人口普及率:77.5%、下水道処理人口普及率:一

- 下水道は通っておらず、浄化槽処理やくみ取り式にて対応。

汚水処理人口普及率:行政人口に対し、公共下水道、農業集落排水、浄化槽等の生活排水処理施設を利用できる人口の割合

下水道処理人口普及率:行政人口に対し、下水道処理区域内人口の割合

業務の概況と課題(上下水道における課題への対応)

- 市町村においては、**更新が必要な管路の増加**に伴う対応や、点検等の維持管理について、**少ない技術職員**で実施することに困難を感じている団体もある。
- 経営の効率化・基盤強化の観点から、**都道府県の主導**により**広域化**が進められている例があるが、**地理的要因**や**資産の老朽化**の状況の違い、**料金の差**等が課題。小規模団体の支援については、**地方共同法人(日本下水道事業団)**による受託や**技術的支援等**も行われている(代行は少数。)。

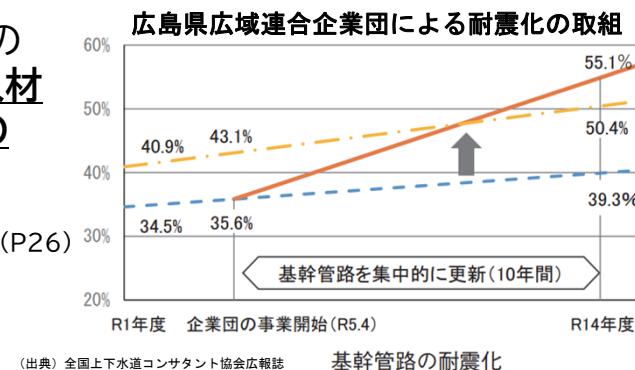
【主な役割分担】 水道法及び下水道法上、**水道事業・下水道事業**は原則として市町村が経営するものとされている。

【業務の概況】

- A市(人口約5万人)では、3名(うち技術職2名)で水道の維持管理を担当(工事や浄水場の運転管理は民間に委託。)。**法定耐用年数を経過した水道管の増加**に伴い、**漏水の発生件数**が増加。下水道の維持管理については、6名(**全て一般行政職**)で担当しており、管路の点検は一部事業者に委託して実施しているが、**専門的な内容の理解**が困難な部分がある。

【課題解決に向けた取組】

- 広域化の取組により**専門人材を広域で確保**することで、維持管理水準の確保を図る取組が進められている。
 - ◆ 広島県では、**14市町と県が広域連合企業団を設立**して**水道事業等を統合**し、維持管理等の費用の削減や水道料金上昇の抑制を図っている。また、企業団が独自に採用を行って**専門人材を確保**することで、土砂災害対策等を講ずるほか、**基幹管路の耐震化率の全国平均以上への引上げ**など、施設の強靭化にも取り組むこととしている。
*都道府県は**水道基盤強化計画**を策定し、広域連携に必要な施設整備の内容等を定めることとされている(P26)
 - ◆ 秋田県では、**県・市町村・民間事業者が出資して官民出資会社を設立**し、地方公共団体の**下水道事業**に係る計画策定や事業運営、技術継承を支援することとしている。
- 地方共同法人である日本下水道事業団が、**終末処理場等の建設工事の受託**(R5実績:479箇所)や**技術的援助等**を行っている例がある。議会の議決を経た上で、**補助金の交付申請や積算・発注なども含めた工事一式を代行**できる仕組みもあるが、令和元年度以降の活用実績は1団体のみ(※)であり、活用が十分に進んでいるとは言えない。(P25)



(※) 日本下水道事業団HP 事業報告書を基に事務局において集計

【取組に当たっての課題】

- 各団体における水道事業の経営状況等に差がある中で、広域化によるメリットに差がある状況。また、下水道事業にあっては、団体により敷設時期が異なることや、雨水は全額公費によることなどから、関係機関で費用負担に係る合意形成が必要。

事業統合等について(水道事業・下水道事業)

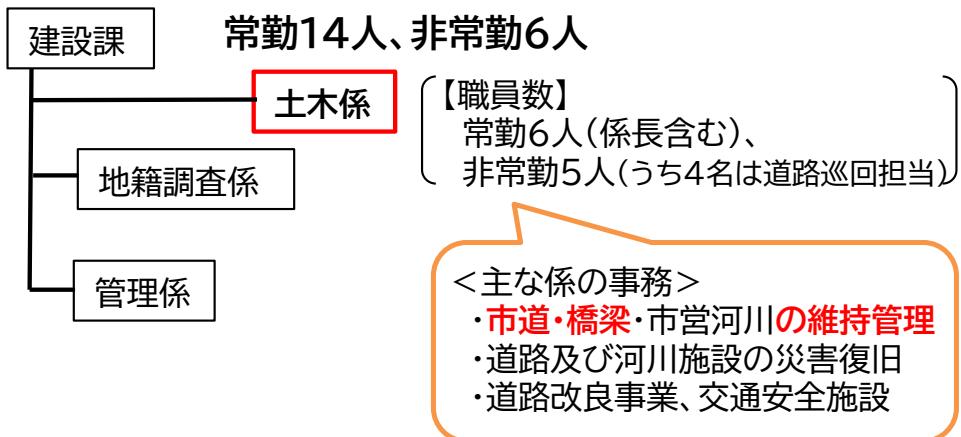
- 水道事業については、都道府県が水道用水供給事業を行っていることなどから、都道府県と市町村が一部事務組合等を設立して事業統合や経営の一体化を行っている事例が見られる。
- 下水道事業については、下水道整備の際に市町村同士で一部事務組合等を設立した例があるが、既に公共下水道に着手している市町村が事業統合や経営の一体化を行った事例は近年ない。ただし、県単位で官民出資会社や公社を活用して経営基盤を強化する取組を行っている事例が見られる。

		水道事業に係る事例	下水道事業に係る事例
市町村同士の事業統合等	市町村同士で一部事務組合、広域連合を設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・中空知広域水道企業団 ・群馬東部水道企業団 ・秩父広域市町村圏組合 ・燕・弥彦総合事務組合 ・淡路広域水道企業団 ・佐賀西部広域水道企業団 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日立・高萩広域下水道組合 ・坂戸、鶴ヶ島下水道組合 ・皆野・長瀬下水道組合 ・君津富津広域下水道組合 ・木曽広域連合 など <p>※ 上記はいずれも公共下水道の事業着手に際し、一部事務組合や広域連合を設立した事例であり、既に公共下水道に着手している市町村が事業統合を行った例は、近年はない。</p>
都道府県と市町村の事業統合等	都道府県と市町村が一部事務組合、広域連合を設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県広域水道企業団 ・かずさ水道広域連合企業団 ・奈良県広域水道企業団 ・広島県水道広域連合企業団 <p>※このほか、水道用水供給事業を行う一部事務組合・広域連合が6つ存在。</p>	<p>事例なし</p> <p>※事業統合等にまで至らないものの、秋田県(官民出資会社の設立)や、長野県(下水道公社による維持管理の広域化・共同化)等、県単位での取組が見られる。</p>

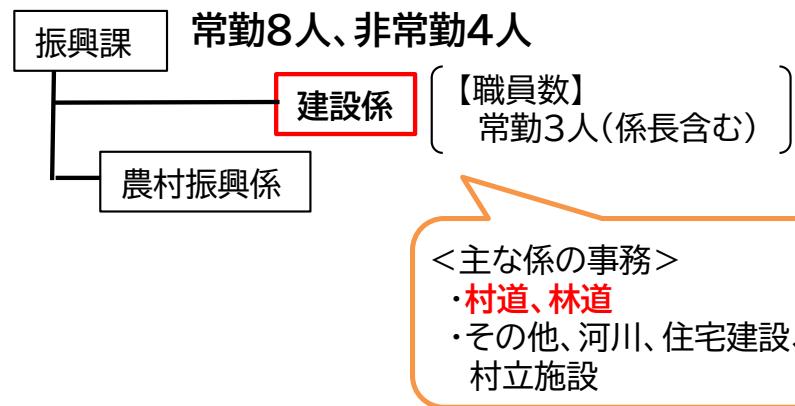
市町村の事務処理体制(インフラ管理(道路))

- 人口5万人規模の市、人口1,500人規模の小規模町村では、**技術職員を配置できておらず、技術的業務も含め全ての業務を事務職員が実施**しており、維持管理に係る発注や、道路巡回、住民からの情報提供の受付などを行っている実態が見られる。

<A市(人口約5万人)>



<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 常勤6人の職員中、**技術職員はおらず、技術的業務も含め全ての業務を事務職員が実施**。
- 住民からの情報提供(自治会の要望、庁舎来訪、電話、メール、市LINE)や、日常的な**道路巡回(4名の非常勤職員で週4日実施)**により損傷箇所を発見し、修繕(月50件程度)を実施。

<業務の詳細>

- 常勤3人の職員中、**技術職員はおらず、技術的業務も含め全ての業務を事務職員が実施**。
- 住民からの情報提供(自治会の要望、庁舎来訪、電話)や、日常的な**道路巡回(3名の職員で実施)**により損傷箇所を発見し、修繕を実施。

業務の概況と課題(インフラ管理(道路))

②事業者への維持管理等に係る発注

- 一般行政職員が事業者への発注に当たっての仕様作成を行わざるを得ない市町村では、仕様が適正かどうか等についての判断が困難なケースが生じている。
- 広域的な維持管理の取組として、各団体が事業者と契約を締結する共同発注や、他の地方公共団体への委託を行っている例があるが、維持管理水準や責任分担の調整、受託側においても人材が不足しておりメリットが不明確であるといった課題がある。

【業務の概況】 想定作業量から事業費を積算した上で、仕様を作成。公告・入札を経て、事業者と契約手続を行う。

【事務処理上の課題】 技術職員がいないため、一般行政職員が研修等を受講して業務に従事しているが、仕様の作成に当たって必要な知識を十分に備えていない。(市町村)

【課題解決に向けた取組】

県と市による共同発注(静岡県・下田市)

県道と市道の日常維持管理を同一の事業者へ委託。

【効果】 ・市の発注事務の軽減、業務の効率化(近隣箇所をまとめて作業等)
・県・市の業務量(業務時間)が36%削減

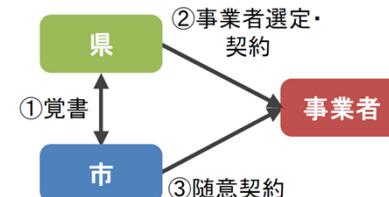
【課題】 将来的に連携市町村が増えた場合、事務手続が煩雑となり、事業者の事務負担が大きくなる可能性がある。

市から県への点検等業務の委託(奈良県)

県が、県と複数市町村の業務をとりまとめて橋梁点検等を一括発注。市町村が県へ職員を派遣し、県職員のサポートを受けながら自らの市町村の橋梁の補修設計等の業務に従事。

【効果】 修繕の着手率、完了率が全国平均を上回る。

【課題】 県の技術職員数も減少しており、県内市町村の補完のための人的リソースが不足。



(出典)国土交通省「第5回群マネジメント計画検討会」(令和6年12月16日)資料

<取組に当たっての課題等>

- ・共同発注について、一括して契約事務を行う団体にとって、業務が増えることになるため取り組みづらい。(中核市)
- ・団体によって維持管理水準(パトロールの頻度等)が異なっているほか、瑕疵があった場合等の責任の所在の明確化を図る必要。

※ 令和7年2月7日に閣議決定された道路法改正案において、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等を他の地方公共団体が代行できる制度(連携協力道路制度)等が盛り込まれている。

業務の概況と課題(インフラ管理(道路))

⑤修繕(工事)

- トンネルや橋梁といった道路構造物の**大規模修繕**には、**高度な専門性や技術力が求められること**から、**技術職員が不足している小規模団体**においては、**工事の積算や施工管理**を実施することが**難しい**。
- **高度な技術力を要する修繕**や、**災害復旧**などの**大規模工事等**については、**道路法上の代行制度**を活用して、**技術力不足を補う**ことが考えられるが、今後、**技術職員の不足**が各地で**更に深刻化した場合の体制の確保**が課題と考えられる。

【業務の概況】 · 点検(トンネル・橋梁は5年に1回の法定点検)により発見した**損傷箇所**について、修繕を実施。

【事務処理上の課題】 · 橋梁の修繕には、**高度な専門性や技術力が必要**であることから、**技術職員がいない小規模団体**においては、**工事の積算や施工管理の実施**が困難。

【課題解決に向けた取組】

高度な技術力を有する修繕や災害復旧工事の代行

道路法において、以下のような代行制度が設けられている。

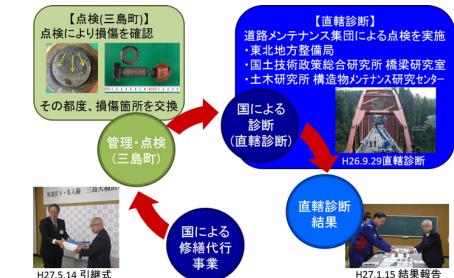
- (1)**高度な技術力・機械力を要する一定の修繕工事**について、**国が本来の道路管理者に代わって行うことができる**。(平成25年創設)
- (2)**災害が発生した場合、都道府県が市町村に代わって災害復旧工事等を行なうことができる**。(令和2年創設)

◆活用例(福島県三島町)

- ・ 三島大橋では、高力ボルトの破断・脱落や鋼部材の塗装、床版の劣化損傷が進行していたが、**補修には高度な専門知識・技術力を要するため、技術職員がいない町では対応が困難**。
- ・ 国に要請し、地方整備局の職員などで構成する「道路メンテナンス技術集団」の派遣を受けて直轄診断を行い、**国による修繕代行事業**(上記(1))として橋梁保全対策を実施。

<取組に当たっての課題等>

今後、**技術職員がいない市町村**が更に増加することが想定される中、**代行制度を希望する団体が増加した場合、代行する側の工事実施体制の確保に影響が生じる可能性**もある。



(出典)国土交通省東北地方整備局郡山国道委事務所HP
日本経済新聞. 2015-5-2,
<https://www.nikkei.com/article/DGXMX086351360R00C15A5000000/?msocid=091edf68876d6eb22460ca2c86356f52>, (参照2025-2-11)

各行政分野における課題等を踏まえた検討

介護保険

- 介護認定審査会の委員のほか、専門性が求められる認定調査等を担うケアマネジャーの確保については、広域で取り組むことが有効か。
- 事業者に対する指導については、中小規模の市町村では十分に行えていない、件数の少なさからノウハウが蓄積されないなどの課題が見られることから、広域で取り組むことが考えられるか。
- 要介護者の認定調査について、居宅訪問による個々人の身体機能や生活機能等の調査については、引き続き住民に近い市町村等が対面により行う必要があるか。他方、医師・事業者等とのやり取りについては、事務量が多く、一部でデジタル技術の活用も見られるが、デジタル化の徹底による効率化が考えられるか。

上下水道

- 上下水道事業については、事業に従事する職員数が減少傾向にある中、技術職員を含めた業務処理体制の確保が必要であり、広域的な対応が有効か。資産の老朽化の状況の違いや料金水準・経営状況の差などが、広域化に当たっての課題となっている中、広域化をどのように推進すべきか。
- 広域化に当たっては、市町村間の連携を図ることに加え、都道府県が流域下水道の設置・管理や、水道用水供給事業を行っている場合等には、都道府県に上下水道事業運営に関する専門知識やノウハウがあることから、都道府県・市町村の枠を越えて取り組むことが効果的か。
- 全国規模の地方共同法人による工事の受託や代行の活用を更に進めることも考えられるか。

インフラ管理

- 道路整備の計画については、引き続き各道路管理者において、地域の実情を踏まえて行うことが必要。
- 道路管理については、修繕等の仕様作成等に必要な技術的な知見の不足が課題。管理者によって実施する業務に大きな差はないことから、地方公共団体の枠を越えて維持管理に取り組むことが効果的か。受託側のインセンティブやリソースの確保をどのように考えるか。
- 道路の損傷箇所の確認については、住民による通報や民間事業者など外部リソースの活用が効果的か。中小規模の団体でも取組を進めるためには、費用を抑えてデジタル化を進めることができるかが課題か。

課題に応じた対応方策の検討の視点①

事務への着目

①事務量

- 事務処理の体制に比して事務量が大きい場合や、事務量が小さく効率性が低下している場合、市町村間の連携や都道府県・国による補完、民間リソースの活用等も含め検討が必要。

②事務内容

事務の性質(企画立案～定型業務)

- 各地域の特性を踏まえた企画立案的な性質が強い事務は、市町村自ら又は市町村間連携により行う必要性が高い。一方、事務処理の主体によって内容に差が生じにくい定型業務の性質が強い事務は、市町村以外の主体による実施も含め検討が必要。

国・都道府県・市町村間の事務内容の共通性

- 市町村と都道府県、国と実施事務の内容の共通性が高い場合、国や都道府県による支援や直接の事務処理も含め検討が必要。

③事務処理に必要なリソース

事務処理に求められる人材の専門性

- 技術職や保健師等の専門人材が必要な事務については、人材の希少性、偏在度合い、代替可能性等に応じ、地域事情も踏まえ、市町村以外の受け皿での人材確保の検討が必要。

事務処理の難しさ、経験・知見の必要性

- 特定の専門人材を必要としない事務であっても、高度なデータ解析など、特に小規模市町村では対応が困難な事務や、ノウハウの蓄積が求められる事務については、市町村間連携のほか、都道府県や国、民間等による支援、事務処理の広域化も含め検討が必要。
- 事務処理を規定する国の仕組みの複雑さが原因となっている場合には、複雑さの解消による事務の簡素化についても検討が必要。

デジタル技術の活用

各着目点に関し、デジタル技術の活用が事務のあり方の前提を変える。業務効率化や行政の質の向上にもつながることから、対応方策の検討の際に併せて検討することが不可欠。

バックヤードでの情報連携や、事業者等との間で電話等により行われている連絡調整事務のデジタル化、AIを用いた文章や要約の作成により事務量自体を小さくすることが考えられる。

デジタル技術の活用の観点から事務の標準化・共通化を進めることで、事務の定型性が高まる。

データを集約し、AIを活用した情報の整理・分析を行うことで事務処理に必要な情報の参照やチェックを容易にすること等により、専門人材の不在やベテラン職員の退職によるノウハウの不足を補うことにつながる。

事務への着目(続き)

④その他事務処理のあり方

対面や実地での事務実施の必要性

- 事務を対面や実地で実施する必要がある場合、事務処理の主体と客体との近接性が求められることから、一義的には市町村による事務処理が考えられる。他方で、遠隔での事務実施が可能な事務については、広域的な対応を含め検討が必要。

事務処理に当たり踏まえるべき地域の事情・特性

- 狹域での地域事情や、住民の意思をきめ細かに施策に反映させる必要性が高い場合、各市町村での事務処理を前提に、都道府県・国や民間等による支援について検討が必要。
- 全国的な社会経済状況の変化や、全国や都道府県レベルでのサービス水準の考慮をする事務については、国や都道府県の関与・支援により、一定の水準や均衡の確保とともに、市町村の負担軽減について検討が必要。

行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携の必要性

- 行政分野を超えた連携や、地域の多様な主体との連携が必要なものについては、当該連携が各市町村の組織内又は区域内で求められるのか、市町村の組織・区域を超えるのかが、事務処理の主体の検討の要素に。

デジタル技術の活用

リモートでの対応を可能にすることにより、遠隔での事務処理で、対面や実地対応と変わらない実施水準を確保することなどが考えられる。

情報共有・コミュニケーションの円滑化を図ることで、行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携がしやすくなる。

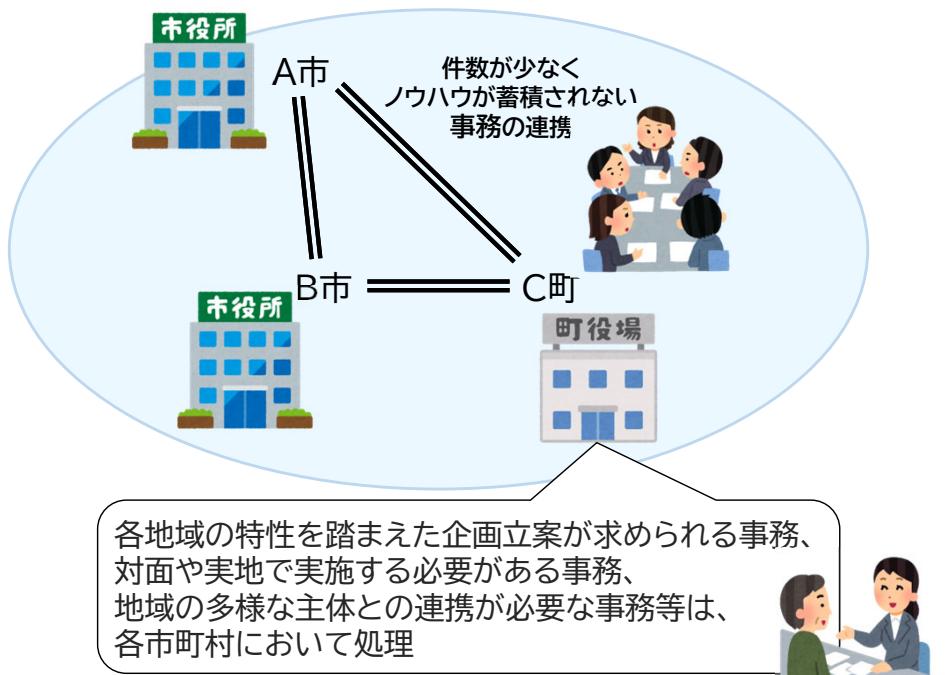
課題に応じた対応方策(水平連携・垂直補完等)

- 検討の視点に沿って行う都道府県・市町村における検討を踏まえ、個別の事務の課題に応じた水平連携や垂直補完等の取組を進めていくことが必要。そのうえで、制度見直しが必要なものは適切に対応。

市町村間の広域連携

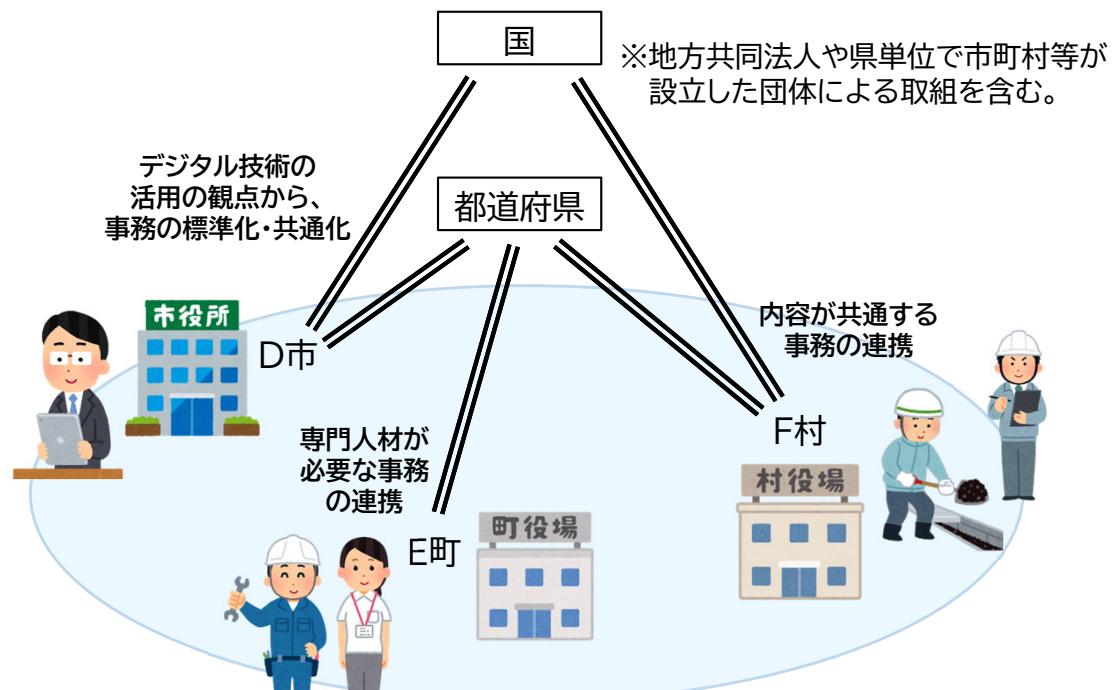
小規模団体では件数が少なくノウハウが蓄積されない事務等は、市町村間で連携して処理することが考えられる

※連携中枢都市圏・定住自立圏や核となる都市がない地域等における連携も含む



都道府県や国による市町村の補完・支援

特定の専門人材による事務処理が求められる事務や市町村と都道府県、国との間で事務の内容の共通性が高い事務等については、都道府県や国による補完・支援が考えられる



- ➡ 地方の検討・取組状況を踏まえ、制度上対応すべきものについては、国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直し(各府省での対応のほか、分野横断的な対応も検討)

対応方策の検討の視点の適用例①

介護サービス事業者の運営指導

事務への着目等

- 市町村が行う地域密着型サービス事業者の運営指導は、専門的な知見が必要な訳ではないが、適正な事務実施のためのノウハウの蓄積が必要。中小規模の市町村では事務ボリュームが小さくノウハウの蓄積が困難。
- 事業者との連絡調整はデジタル化による負担軽減が可能。
- 実地検査は数年に一回であり、日常的な実地性は高くない。
- 事務実施に当たり広域的な視点が求められるものではない。

対応方策の検討

- 事業者指導については、市町村のほか都道府県も同種の事務を行っている。民間にも事務受託法人が存在することから、地域事情に応じ、大都市や都道府県が代わりに行うことや、民間法人に委託することが効果的か。
- 今後、地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護の連携を進めることが必要であり、医療行政の主体である都道府県が介護分野で一層の役割を果たすことが求められるか。

保育施設への給付

事務への着目等

- 施設数の多い市町村では事務ボリュームが大きくなっている一方、施設数の少ない小規模な市町村では事務ボリュームが小さく、ノウハウの蓄積に課題。
- 事務の処理に専門性は求められない一方、制度の理解が難しく、事業者からの質疑対応、都道府県・国への照会が負担となっている。

対応方策の検討

- 広域的な観点は求められず、国・都道府県との事務の共通性も低いので、市町村間の連携や民間リソースの活用が考えられるか。
- 他方で、申請・審査事務をシステム化することで事務ボリュームを大きく圧縮し、地方公共団体・事業者ともに負担を軽減することが考えられるか。
- あわせて、システム化では対応できない制度自体の複雑さの解消についても検討が必要か。

指導主事による小中学校の指導

事務への着目等

- 指導主事が対応すべき業務について、個々の市町村の事務ボリュームを踏まえると、小規模団体を中心に単独での配置が困難。
- 一定の専門性が求められる事務であり、広域的な観点というよりは個々の学校の状況を踏まえた対応が求められ、直接対面で指導を行う必要性が高い。

対応方策の検討

- 指導主事の職務を果たすことができる経験豊かな小中学校教員は、都道府県が県費負担教職員として任用しているので、都道府県の協力を得て、市町村間で連携して設置することが効果的か。

対応方策の検討の視点の適用例②

道路の維持管理

事務への着目等

- 道路の老朽化により維持管理の事務のボリュームは増加。損傷箇所の確認についてはセンサーヤAIなどデジタル技術の活用により効率化が可能。
- 事業者への発注時の仕様書作成や大規模な修繕の施工管理、事業者が実施した内容の評価など、専門技術的な知見が求められる。
- 現場対応は事業者が行い、地方公共団体はバックヤードでこれを管理するため、実地対応はそこまで求められない。

対応方策の検討

- 市町村道・都道府県道・国道の区分を超えるネットワークとして広域的な視点で管理する必要があり、道路管理者を通じて維持管理の内容は共通性が高いこと、そのために、同種の経験を有する技術職員が都道府県や国の地方支分部局に存在することから、組織の枠を越え、都道府県や国が市町村道の管理について、その一部を代行することも含め、積極的な役割を果たすことが効果的か。

消費生活相談

事務への着目等

- 消費生活相談の事務ボリュームは、特に小規模な市町村では相談件数が少ない場合が多く、ノウハウの蓄積に課題。
- ネット取引や金融商品に関する相談など、複雑・高度な相談が増加する中でこれまで以上に専門的な知見が求められる。
- 相談内容のデータを集約し、参照を容易にすることなどで相談のサポートが可能。
- 電話による相談対応も多い一方で、契約書類等を見ながら対面で相談することが効果的な事案も一定存在。
- 全国どこにいても相談・救済を受けられるためには、広域的に相談対応の水準を確保する必要。

対応方策の検討

- 消費生活相談業務は国(独法)が補完をしながら都道府県・市町村において実施されており、組織の枠を越えた相談体制を構築することも効果的か。
- 高齢者等の自ら相談することが難しい方の被害に気付き相談につなげる見守りについては、市町村の福祉部局や民生委員等の地域活動主体との連携も重要であることから、身近な市町村における対応も求められるか。

※ これらの「対応方策の検討の視点の適用例」については、あくまで、検討の視点が適当なものとなっているかの議論に資するよう当てはめを行ったものである。

事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

◆事務処理の簡素化

- 毎年実施している事務、複数の市町村が行う同一の事務について、負担軽減を図るため、法改正により実施回数の減や事務の廃止が行われた。

事務実施回数の減（公立大学法人） - R5 地方独立行政法人法改正 -

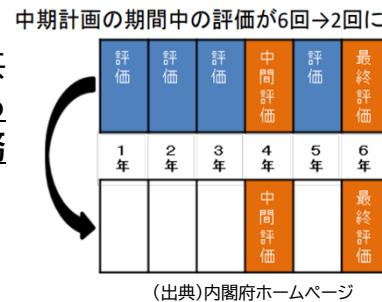
＜制度改正の背景・理由＞

- 公立大学法人を設置している地方公共団体は、毎年、公立大学法人が作成する年度計画の評価を実施することが義務付けられており、負担となっていた。

＜手法＞

- 年度計画及び年度評価の廃止

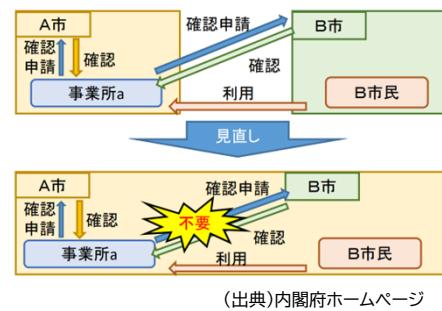
※ 廃止に伴い、中期計画（6年ごと）の記載事項に中期目標を達成するため取るべき措置の実施状況に関する指標を追加。



事務の廃止（保育） - R1 子ども・子育て支援法改正 -

＜制度改正の背景・理由＞

- 他の市町村に所在する地域型保育事業※1を利用する住民がいる場合、住民が居住する市町村と事業所が所在する市町村双方が、当該事業所の「確認」※2を行う必要があり、負担となっていた。



＜手法＞

- 事業所所在市町村以外の市町村による「確認」が不要とされた。

※1 市町村の認可事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

※2 事業所が、設備や職員配置、市町村が定める運営基準を遵守しているかを確認するもの。

◆都道府県による市町村支援

- 市町村に知見やノウハウが不足する事務について、法改正により、都道府県が市町村支援を行うこととされた。

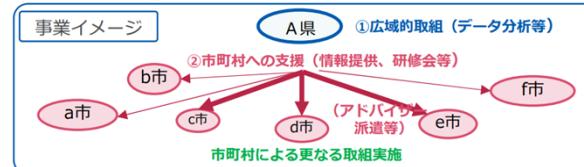
都道府県による市町村の取組内容の向上支援（生活保護） - R6 生活保護法改正 -

＜制度改正の背景・理由＞

- 生活保護制度における医療扶助の適正化の取組を進めるに当たって、生活保護の実施機関（都道府県、市、福祉事務所設置町村）ごとに知見やノウハウの蓄積にばらつきがあった。

＜手法＞

- 都道府県が広域的見地による医療扶助等に関するデータ分析や取組目標の設定・評価を行った上で、市、福祉事務所設置町村に対する援助を行うこととされた。



(出典)厚生労働省ホームページ

都道府県による市の機能強化支援（社会福祉） - H28 社会福祉法改正 -

＜制度改正の背景・理由＞

- 社会福祉法人の内部留保の問題が指摘され、当該法人のガバナンスの確保のため所轄庁（都道府県、市）の指導監督の向上が求められた。

＜手法＞

- 都道府県が、社会福祉法人の活動の状況等の調査・分析を行い、市による社会福祉法人への指導監督の実施に関し、必要な助言、情報の提供その他の支援を行うこととされた。

事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

◆事務処理の外部化

- 下水道分野においては専門職員の不足、障害福祉分野においては業務量の増加が生じていたため、法改正により、それぞれ地方共同法人へ代行要請できる制度、指定法人へ委託できる制度が設けられた。
- 国保連に対して、国民健康保険分野以外の福祉分野の事務も委託できるよう、順次、法改正が行われた。

特定の法人による代行方式創設（下水道）

- H27 日本下水道事業団法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 市町村における下水道職員が減少し、近年頻発する豪雨災害防止のための雨水管渠の整備への対応が困難な状況。

<手法>

- 市町村議会の議決に基づき、日本下水道事業団（地方共同法人）が、特定下水道工事について補助金交付申請を含めた工事一式を代行できる仕組みが創設された。

特定下水道工事（終末処理場・特定の管渠等の建設工事）

1 実施方針決定	6 積算・発注
2 補助金交付申請・執行管理	7 監督管理、指示、工事変更
3 地方公共団体負担分の起債	8 地元住民との調整
4 測量のための私有地立入等	9 工事発注・施工管理
5 道路占有許可申請等の各種管理者協議等	10 完成検査

※ 赤字表記の事務を、日本下水道事業団が代行可能に。

<制度改正後の状況>

- 令和元年度以降の活用実績は1団体のみ。

（備考）日本下水道事業団HP 事業報告書を基に事務局において集計。

指定法人への委託制度の整備（障害福祉）

- H28 障害者総合支援法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 障害福祉サービス等の事業所数や利用者数が大きく増加し、地方公共団体による調査・審査事務の業務量が大幅に増加していた。

<手法>

- 都道府県及び市町村の事務のうち、公権力の行使に当たらない事務について、適切に実施することができると都道府県知事が指定する民間法人（指定事務受託法人）に対し、業務委託が可能とされた。

指導監査事務

①立入検査等の対象者の選定	引き続き都道府県又は市町村で実施
②立入検査	
③報告・物件提示の命令	
④質問や文書提出の依頼	

<制度改正後の状況>

※ 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針

- 事業所への実地指導を指定事務受託法人に委託できず、市町村の負担軽減が十分でなかったため、事業所の同意を得て任意で行う実地指導については、指定事務受託法人に委託することが可能であることが明確化された。

特定の法人への委託範囲拡大（国保）

- H12～21 審査支払業務の委託を可能とする法改正 -

【国民健康保険団体連合会】

- 国民健康保険法第83条の規定に基づき、国民健康保険の保険者（都道府県、市町村及び国民健康保険組合）が共同して、国民健康保険事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的として都道府県単位で設立された法人。

<手法>

- 医療費等の審査支払業務のほか、給付の適正化や保険者である市町村が行う保健事業等を都道府県単位で支援。

<主な事務の委託状況（審査支払業務）>

平成12年4月	介護保険関係業務開始
平成19年10月	障害者総合支援関係業務開始
平成20年4月	後期高齢者医療関係業務開始
	特定健診・特定保健指導関係業務開始
平成21年10月	出産育児一時金関係業務開始

審査支払業務以外の業務（例）

【国民】	・ 保険者事務共同電算処理 ・ 第三者行為損害賠償請求業務 ・ レセプト点検の支援 ・ 後発医薬品利用差額通知コールセンター ・ 保険者レセプト管理システムの運用管理 ・ 国保事務費納付金の算定 ・ 保険料（税）適正算定への支援 ・ 高齢者扶養資金貸付事業 ・ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務 ・ 特定健診・特定保健指導に係る費用の支払及びデータ管理 ・ 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業 ・ 保険者協議会	【後期高齢者医療】	・ 保険者事務共同電算処理 ・ 第三者行為損害賠償請求業務 ・ 後発医薬品利用差額通知コールセンター ・ 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業 ・ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務
【介護保険】	・ 介護保険者事務共同電算処理 ・ 第三者行為損害賠償請求業務 ・ 介護サービス相談・苦情処理事業 ・ 介護給付適正化対策事業 ・ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務	【障害者総合支援】	・ 障害者総合支援市町村事務共同処理

事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

◆事務処理の実施主体の広域化(広域化を促進するための都道府県の役割の明確化)

- 消防分野及び水道分野においては、**小規模な実施主体が多く**広域化が求められていたが、十分に進展していなかったため、法律上、都道府県が広域化に関する計画を定めるなど、**都道府県が広域化を進めるための役割**を担うことが定められた。

都道府県の役割の明確化 (消防)

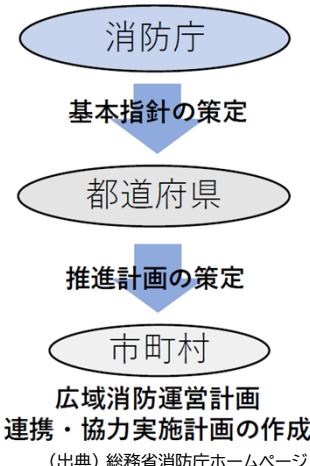
- H18 消防組織法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 災害の多様化、大規模化等の環境変化の中で、**特に小規模な消防本部においては、出動体制や消防車両・専門要員の確保等の限界が指摘**され、消防の広域化が推進されてきたが、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が約6割を占めるなど、広域化が十分に進んでいないことが指摘されていた。
- 広域化が十分に進まなかつた要因としては、広域化における都道府県の役割が法律上不明確であるとの指摘があった。

<手法>

- 市町村の消防の広域化を推進するための**都道府県の役割が明確化され、推進計画の策定、必要な調整・援助の実施等を行うこと**とされた。



(出典) 総務省消防庁ホームページ

<制度改正後の状況>

- 広域化により消防本部の総数は、**811本部から720本部に減少**した(令和5年度時点)。

都道府県の役割の明確化 (上水道)

- H30 水道法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、**多くの事業が小規模**(給水人口5万人未満の小規模事業者が7割弱)で**経営基盤が脆弱**であり、職員数が大きく減少、水道施設の老朽化が進行し、耐震性も不足しているなどの課題が指摘されていた。

<手法>

- **都道府県を広域連携の推進役とすることが明確化され、水道基盤強化計画の策定、協議会の設置等を行うこと**とされた。

国土交通省

基本方針 (改正水道法第5条の2)
水道の基盤を強化するための基本的な事項、施設の計画的な更新、健全な経営の確保、人材確保・育成、広域連携の推進等について定める。

都道府県

都道府県水道ビジョン
50～100年先を視野に入れた将来(当面10年程度)の水道の理想像を設定。その実現に向けて、地域を設定した上で、広域化、耐震化、水資源の有効活用等、様々な分野に関して今後の方向性を明示。

都道府県の責務 (改正水道法第2条の2)
水道事業者等の広域的な連携を推進するよう努めなければならない。

水道基盤強化計画 (改正水道法第5条の3)
水道事業者等の間の広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた実施計画であり、計画区域内に連携等推進対象区域を設定し、広域連携を行うに当たる必要となる施設整備の内容等を具体的に定める。

連携等推進対象区域①
・構成自治体 (市・町・村)
・連携内容 (水道事業の統合等)
・施設整備内容 (連絡調整備事業)

連携等推進対象区域②
・構成自治体 (市・町・村)
・連携内容 (管理システムの統合等)
・施設整備内容 (システム整備事業)

連携等推進対象区域③
・構成自治体 (市・町・村)
・連携内容 (浄水場の共同設置等)
・施設整備内容 (浄水場整備事業)

(出典)国土交通省ホームページ

<制度改正後の状況>

- 水道基盤強化計画が策定済みの団体は、**2府県**のみ(令和5年8月時点)。

事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

◆事務処理の実施主体の広域化(実施主体の一律的な変更)

- 後期高齢者医療分野においては、**制度運営の責任主体が不明確**であったため、また、国民健康保険分野においては、**安定的な財政運営や効率的な事業の実施**等が必要であったため、法改正により、それぞれ**広域連合**、**都道府県へと実施主体が全国一律に広域化**された。

広域連合設置義務化（後期高齢者医療）

- H18 老人保健法(現在の「高齢者の医療の確保に関する法律」)改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 高齢者医療費を中心に医療費がますます増大することが見込まれる中、国民皆保険を維持し、将来にわたり安定的で持続可能なものとしてくことが必要な状況。
- 従来の老人保健制度は、独立した保険制度ではなく、被用者保険等の保険者に対して費用を拠出する仕組みとなっていたことから、**老人保健制度の運営主体である市町村と実質的な費用負担者が乖離**しており、制度運営の責任主体が市町村単位になっていることについての見直しの必要性等が指摘されていた。

<手法>

- 後期高齢者についての独立した医療制度を創設して負担区分を明確にし、**都道府県の区域ごとに全ての市町村が加入する広域連合が必置化**された。
- この後期高齢者医療広域連合が保険料を徴収し、医療給付を行う。なお、保険料の徴収事務や申請受付、被保険者証の引渡し等の窓口事務は市町村が処理することとされた。

<制度改正後の状況> 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正(令和2年4月施行)

- 後期高齢者保健事業は、市町村の実施する国民健康保険の保健事業や介護保険の予防事業の取組との連携が十分に実施できていないという指摘を受け、**保健事業の実施について市町村に委託**することが可能とされた。

主体の都道府県化（国保）

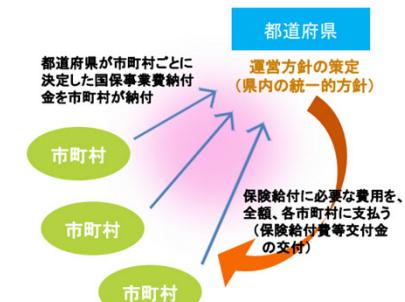
- H27 国民健康保険法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 市町村国保は、財政運営が不安定になる**小規模保険者が多数存在**し、一人当たり医療費・所得等において、それぞれの**格差が大きく、安定的な財政運営や効率的な事業の実施**等が必要な状況。

<手法> 国民健康保険法の一部改正(平成30年4月施行)

- **都道府県が財政運営の責任主体**となり、市町村が納付する「国保事業納付金」の額を決定、保険給付に必要な費用を全額、市町村に支払うこととされた。
- また、都道府県内の統一的な運営方針である「国保運営方針」を示し、**市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進**することとされた。



都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・財政運営の責任主体	・国保事業費納付金を都道府県に納付 ※上の図中、青い矢印部分
・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・資格を管理(被保険者証等の発行)
・市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・標準保険料率等を参考に保険料率を決定
・保険給付費等交付金の市町村への支払い ※上の図中、赤い矢印部分	・保険料の賦課・徴収 ・保険給付の決定、支給

(出典)厚生労働省ホームページ

事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

◆専門性を有する職員の要件の緩和

- 建築分野、保育分野、社会福祉分野において、専門性を有する資格保有職員が不足していたため、それぞれ法改正により建築主事に準ずる新たな職を創設、省令改正により看護師以外に保育士の代替可能範囲を拡大、通知発出により任用後の社会福祉主任用資格の取得を許容することとされた。

新たな職の創設（土木）

- R5 建築基準法改正 -

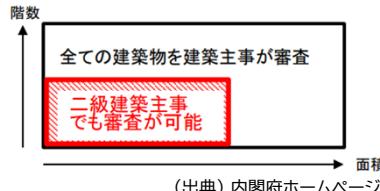
＜制度改正の背景・理由＞

- 建築確認の事務を行う建築主事に必要とされる建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、一級建築士試験に合格した者に限定されていた。
 - 検定の受検者や合格者の減少、資格者の高齢化により、建築確認関係事務の担い手不足が課題となっていた。

〈手法〉

- 二級建築士試験合格者による受検を可能とし、当該検定に合格した者は、「建築副主事」として小規模な建築物等[※]に限り、建築確認関係事務を行うことが可能とされた。[※] 二級建築士が設計・工事監理を行うことができる戸建て住宅等の建築物等

- 建築主事→従前から変更無し
- **二級建築主事(仮称)**※→小規模な建築物の適法性を審査



※ 建築基準法において「建築副主事」として制度化

他資格の代替範囲拡大（保育）

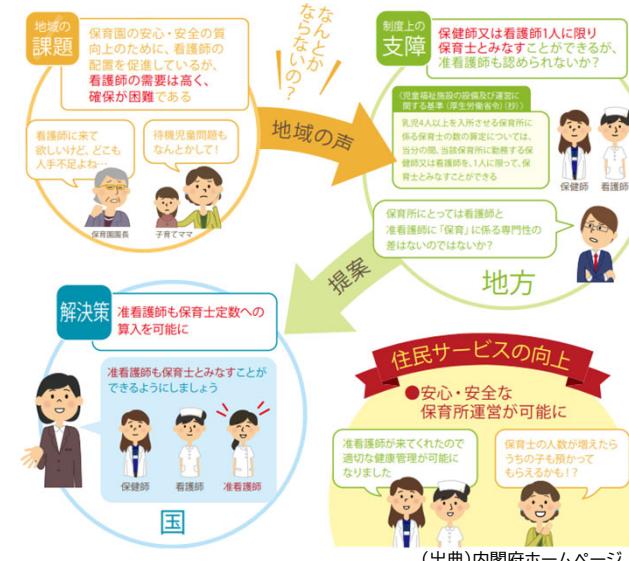
- H27 省令改正 -

＜制度改正の背景・理由＞

- 子どもの体調急変への適切な対応等を行う体制の確保を促進するため、看護師又は保健師を保育士として配置することが可能とされていたが、**看護師の需要は高く確保が困難**であった。

〈手法〉

- 准看護師についても、保育士として配置することが可能とされた。



任用後の任用資格取得 (社会福祉)

- H15 通知 -

＜制度改正の背景・理由＞

- 福祉事務所で生活保護受給者への対応等を行う職員は、社会福祉主事でなければならぬこととされていた。
 - 地方分権改革推進会議において、都道府県等に置かれる職員の必置規制の見直しの対象とされた。

＜手法＞通知(平成15年6月～)

- 人事の弹力的な運用・活性化等を図る観点から、採用時及び異動時において社会福祉主事の任用資格を有しない者についても、その後に任用資格取得のための措置を講ずることを条件に、配置することが可能とされた。

【任用資格取得のための措置】社会福祉法19① ii

- ・全社協中央福祉学院社会福祉主事資格認定通信課程、日本社会事業大学通信教育科(通信1年)
 - ・指定養成機関を修了(22科目1,500時間)
 - ・都道府県講習会(19科目279時間)

都道府県における主な取組の例

10月末時点

都道府県	枠組みの立上げ状況	今後の予定	対象分野
北海道	<ul style="list-style-type: none"> R7.2に上川総合振興局と管内市町村で構成される「<u>上川管内地域連携・共創推進会議</u>」(首長級)を立上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 分野別の部会を開催し、<u>広域連携に関する実証事業等の展開</u>を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・DX ・人材確保等 ・公共施設管理
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> R7.3に県と5市町で構成される「<u>地方税業務のあり方研究会</u>」(課長級)を立上げ R7年度末までに県内3カ所で「<u>県と市町村との意見交換会</u>」(首長級)を実施予定 	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>地方税業務のあり方研究会</u>」については、<u>12月までに報告書のとりまとめ</u>を目指す 「<u>県と市町村との意見交換会</u>」での議論を踏まえ、将来的に他分野への展開を予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税 ・その他の分野にも展開予定
福井県	<ul style="list-style-type: none"> R7.10に県と県内全17市町で構成される「<u>市町の業務改善に関する検討会</u>」(課長補佐級)を立上げ 	<ul style="list-style-type: none"> <u>年度末までに中間とりまとめ</u>を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討中 (土木、福祉、計画策定事務などを想定)
長野県	<ul style="list-style-type: none"> 県と市町村(市長会・町村会の代表者)で構成される既存の「<u>県と市町村との協議の場</u>」(首長級)を活用し、取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 11月に優先的に対応すべき事務を決定し、R8年度に具体的な連携方策について準備、R9年度から連携の取組を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討中 (専門職員確保、インフラなどを想定)
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> 府内2地域(南河内・泉州南)で府と市町村で構成される<u>3つの検討体制</u>(首長級)を立上げ(うち2つはR7年度に新設) 	<ul style="list-style-type: none"> <u>年度末に、進捗状況のとりまとめ及び次年度の取組の方向性の決定</u>を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設、地域活性化、将来のあり方等
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> 県と県内全20市町で構成される既存の「<u>愛媛県・市町連携推進本部</u>」(首長級)を活用し、取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> <u>年度内に2回開催し、R8年度プランを策定</u>予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・R8年度プランの内容は検討中(R7年度プランでは、市町道整備事業の県受託施行等の取組)
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> R7.11に県と離島市町村等による「<u>持続可能な行政サービスのあり方に関する意見交換会</u>」(課長級)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> <u>年度末までに、持続可能な行政サービスのあり方に関する意見交換会</u>」(課長級)において<u>対応策のとりまとめ</u>を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討中(離島市町村等を中心に課題を抽出)
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> R7.8に県・4市・4町村で構成される「<u>持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会</u>」(課長級)を新たに立上げ 	<ul style="list-style-type: none"> <u>年度末までに対応策のとりまとめ</u>を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討中(土木、国保、DXを検討会で提示)